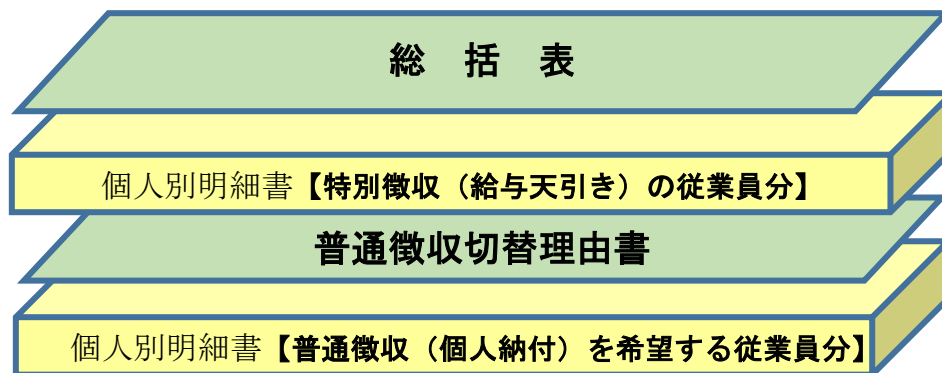


給与支払報告書の提出方法

給与支払報告書の提出については、下記のとおり仕分けていただくようお願いします。
なお、給与支払報告書（個人別明細書）は、1人につき1枚のご提出をお願いします。



給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収切替理由（記号又は略語）を必ず記載してください！

※全員が特別徴収の場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要です。

※給与支払報告書を提出した後に退職・休職・転勤等の異動があり、令和5年6月からの個人住民税の特別徴収ができなくなる場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。提出が遅れると、在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が事業所あてに届くこととなりますので、早めのご提出をよろしくお願いします。

普通徴収切替理由書について

下記のA～Gの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、「普通徴収切替理由書」に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号（又は略語）を記入してご提出ください。

※ 個人別明細書摘要欄に「記号」又は「略語」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、記号「B」の乙欄該当者や記号「F」の退職者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略することができます。

◎ 特別徴収できない理由（普通徴収切替理由）

記号	略語 (例)	理由	内容
A	2名以下	受給者総人員が 2名以下	令和5年1月1日現在において、他の市町村の受給者も含めた総人員（下記B～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）が2名以下。
B	他特徴	他の事業所で 特別徴収の方	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）【給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。】
C	少額	毎月の給与支払額 が少額で特徴で きない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方
D	不定期	毎月給与の支給が ない方	給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である方。（アルバイト、パート、役員についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）
E	専従者	個人事業主の 事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は、当分の間は普通徴収できることとしています。
F	退職者	退職者又は退職予 定者（5月31日 まで）	令和4年中の退職者、令和5年5月31日までに退職予定の方。（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）
G	1年未満	雇用契約期間が 1年未満の方	雇用契約期間が1年未満の方

上記に該当しない場合は全て特別徴収扱いとなります。

<普通徴収切替理由書記載例>

指定番号		事業所名	
普通徴収切替理由書			
〇〇市町村長 あて			
別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いします。			
記号	略語(例)	普通徴収理由	人数
A	2名以下	受給者総人員(下記B～G該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	1
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	3
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	
E	専従者	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	1
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	
普通徴収合計人数			5

「普通徴収合計人数」と普通徴収に該当する対象者の給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致していることを確認してください。